

静岡県告示第664号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年10月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

家代下神田B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
掛川市		家代		次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から5号までを順次結んだ線及び 標柱1号と5号を結んだ線に囲まれた 区域。
			字下神田	1880－1 1号
			字大橋	1821－1 2号
			〃	1823 3号
			字下神田	1834 4号
			〃	1877－2 5号